

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県母子・父子福祉センター
---------	----------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<会議室使用料>

（単位：円）

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
研修室 会議室	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体	9:00～12:00	1,100	0	△ 1,100
		12:00～17:00	1,850	0	△ 1,850
		17:00～21:00	1,500	0	△ 1,500
	福祉関係法の適用を受ける団体	9:00～12:00	2,700	2,950	250
		12:00～17:00	4,500	4,950	450
		17:00～21:00	3,600	3,950	350
	その他	9:00～12:00	3,600	3,950	350
		12:00～17:00	6,000	6,600	600
		17:00～21:00	4,800	5,300	500
第1和室 第2和室	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体	9:00～12:00	590	0	△ 590
		12:00～17:00	900	0	△ 900
		17:00～21:00	700	0	△ 700
	福祉関係法の適用を受ける団体	9:00～12:00	1,350	1,500	150
		12:00～17:00	2,250	2,500	250
		17:00～21:00	1,800	2,000	200
	その他	9:00～12:00	1,800	2,000	200
		12:00～17:00	3,000	3,300	300
		17:00～21:00	2,400	2,650	250

【備考】

改正前	改正後（案）
1 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に20/100を乗じた額を加算する。	1 （同左）
2 （新設）	2 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体が利用する場合の使用料は、徴収しない。